

公平委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 公平委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成29年5月25日 |
| 4 監査期間 | 平成29年8月 8日 |
| 5 監査対象年度 | 平成28年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

公平委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成29年4月1日現在）は、次のとおりである。

職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査・判定・必要な措置、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決・決定に関する業務等を所掌する。
(併任職員5名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

特になし

2 意見

(1) 予算編成の精度について

公平委員会事務費など当初予算額と決算額の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密な事業計画に基づいて十分な精査を経て行うとともに、計画的かつ効率的な予算の執行を行うこと。
【改善事項】